

内閣官房長官懇談会の報告内容と対応

「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります。」

第159回国会小泉内閣総理大臣施政方針演説(平成16年1月)

「国の歴史を後世に伝え、将来の国民への説明責任を果たすため、歴史的公文書等の管理・移管・保存を十全に行っていくことは、国の重要な責務である。」

第14回懇談会における安倍内閣官房長官発言(平成18年6月)

＜第1次報告を受けた対応＞

- 定型的基準の見直し
 - ・保存期間30年以上の文書
 - ・閣議請議文書
 - ・事務次官以上決裁文書
 } 原則一律移管
- 定期的に作成する文書（予算書、機構定員要求書等）の移管について包括的な合意
- 特定の国政上の重要事項等について、関連文書を各省横断的に指定し、将来の移管を確保（阪神淡路大震災関連施策等）

⇒以上対応済

- 収集対象の拡大
 - ・白書等
 - ・広報資料（広報誌、パンフレット、ポスター、写真、ビデオ等）等

⇒以上対応済

- 司法機関・立法機関からの移管

⇒司法機関と協議中
立法機関とも協議を予定

報告書提出
第一次懇談会(平成15・12・6・28)
8回開催(高山正也座長)

報告書提出
第二次懇談会(平成17・3・18・6・6)
6回開催(尾崎護座長)

＜第1次・第2次報告を受けた対応＞

当面5カ年程度の間の実現すべき事項

併用型中間書庫システムの実現

- ・現用段階から移管文書を選別する仕組み
- ・内閣府が政府横断的の共用施設を運用（自省書庫を活用しても可）

⇒平成19年度からパイロット事業開始

電子公文書等の管理・移管・保存に関する実証的研究を実施

- ・電子公文書は媒体寿命が短いため利用不能になりやすい
- ・長期保存の方法や移送方法の研究が必要

⇒平成19年度より実証的研究を開始

中長期的課題

法制度の検討

- ・文書管理法(仮称)
- ＜現用段階も含めた文書管理への内閣総理大臣(国立公文書館)の関与＞

国立公文書館の体制整備

- ・人材の育成・確保
- ・関係団体との連携・交流
- ・国民への利用促進